

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会
委員長 星

光 政

福島県人事委員会規則第二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「ただし、」の下に「正規の勤務時間(を、」正規の勤務時間」の下に「をいう。第二十九条の二第二項において同じ。」を加える。

二、七〇〇円	二、一〇〇〇円
四、一〇〇円	二、一〇〇円
五、五〇〇円	二、八〇〇円

第二十一条の五第一項の表中

六、九〇〇円	三、五〇〇円
八、二〇〇円	四、一〇〇円
九、六〇〇円	四、八〇〇円
一、〇〇〇円	五、五〇〇円
二、四〇〇円	六、二〇〇円
一三、七〇〇円	六、九〇〇円
一五、一〇〇円	七、六〇〇円
一六、五〇〇円	八、三〇〇円
一七、九〇〇円	九、〇〇〇円
一九、二〇〇円	九、六〇〇円
二〇、六〇〇円	一〇、三〇〇円
二二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
二三、四〇〇円	一一、七〇〇円
二四、七〇〇円	一二、四〇〇円
二六、一〇〇円	一三、一〇〇円
二七、五〇〇円	一三、八〇〇円
三〇、五〇〇円	一五、三〇〇円
三三、四〇〇円	一六、七〇〇円
三六、二〇〇円	一八、一〇〇円
三八、七〇〇円	一九、四〇〇円

を

一六、五〇〇円	一五、四〇〇円	一四、三〇〇円	一三、二〇〇円	一二、一〇〇円	一一、〇〇〇円	九、九〇〇円	八、八〇〇円	七、七〇〇円	六、六〇〇円	五、五〇〇円	四、四〇〇円	三、三〇〇円	二、二〇〇円
八、三〇〇円	七、七〇〇円	七、二〇〇円	六、六〇〇円	六、一〇〇円	五、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、四〇〇円	三、九〇〇円	三、三〇〇円	二、八〇〇円	二、二〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円

五三、五〇〇円	五〇、三〇〇円	四七、二〇〇円	四四、〇〇〇円	四〇、九〇〇円
二六、八〇〇円	二五、二〇〇円	二三、六〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、五〇〇円

--	--	--	--	--

一七、六〇〇円	一八、七〇〇円	一九、八〇〇円	二一、〇〇〇円	二二、一〇〇円	二四、五〇〇円	二六、八〇〇円	二九、一〇〇円	三一、二〇〇円	三三、〇〇〇円	三五、五〇〇円	三八、一〇〇円	四〇、六〇〇円	四三、一〇〇円
八、八〇〇円	九、四〇〇円	九、九〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、一〇〇円	一二、三〇〇円	一三、四〇〇円	一四、六〇〇円	一五、六〇〇円	一六、五〇〇円	一七、八〇〇円	一九、一〇〇円	二〇、三〇〇円	二一、六〇〇円

に改める。

第二十一条の六第一項第一号、第二十一条の七第三項並びに第二十二条の第二項第一号及び第二号中「五万八千円」を「六万千円」に改める。

第二十九条の第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十三条第三項の次に次の一項を加える。
 2 分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条第三條第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。）次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

島駐在所」に改め、同表備考を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の六第四項第二号の改正規定（「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会
委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第三号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「別記様式により」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

郡 市 別	へき地学校等の名称	区 級 分 別
福 島 市	福島市立茂庭小学校 福島市立茂庭中学校	準一級
会津若松市	会津若松市立湊小学校 会津若松市立湊中学校 会津若松市湊地区学校給食センター	一 級
郡 山 市	郡山市立湖南小学校 郡山市立湖南中学校 郡山市立熱海小学校石筵分校	一 級
い わ き 市	いわき市立田人第一小学校荷路夫分校 いわき市立貝泊小学校 いわき市立貝泊中学校 いわき市立桶売小学校	三 級
		二 級

須賀川市	須賀川市立大東小学校上山田分校	準一級
相馬市	相馬市立玉野小学校 相馬市立玉野中学校	二 級
二本松市	二本松市立旭小学校	一 級
田 村 市	田村市立古道小学校 田村市立都路中学校 田村市立岩井沢小学校	二 級
	田村市立緑小学校 田村市立移中学校 田村市立船引南小学校 田村市立船引南中学校	準一級
いわき市	いわき市立沢渡小学校 いわき市立永井小学校 いわき市立永井中学校 いわき市立田人第一小学校 いわき市立田人中学校 いわき市立三和中学校 いわき市立三和学校給食共同調理場 いわき市立田人学校給食共同調理場	一 級
	いわき市立永戸小学校	準一級
	いわき市立石住小学校 いわき市立石住中学校 いわき市立石住中学校	

別表第三（第四条関係）

相馬郡	飯館村立飯樋小学校 飯館村立飯館中学校 飯館村学校給食センター	浪江町立津島中学校 津島地区学校給食共同調理場
	飯館村立草野小学校 飯館村立白石小学校	
	葛尾村立葛尾小学校 葛尾村立葛尾中学校 葛尾村学校給食センター	一級
		一級
		準一級

都市別	特別の地域に所在する学校又は共同調理場の名称
郡山市	郡山市立多田野小学校堀口分校 郡山市立二瀬中学校
いわき市	いわき市立川前小学校 いわき市立川前中学校
田村市	田村市立牧野小学校 田村市立関本小学校
東白川郡	矢祭町立関岡小学校
石川郡	古殿町立田口小学校

別表第四の五中「福島市立下川崎小学校」を

「福島市立下川崎小学校」を
 「福島市立大久保小学校」に、「福島市立青木小学校」に、「福島市立飯野小学校」に、「郡山市立御館小学校下枝分校」を「郡山市立御館小学校駒板分校」を「郡山市立立御館中学校」に、「福島市立立御館中学校」に、「須賀川市立立御館中学校」に、「須賀川市立立東山小学校」を「須賀川市立立小塩江小学校」を「須賀川市立立小塩江小学校」を「須賀川市立立小塩江小学校」を

学校」に、「二本松市立原瀬小学校」を「二本松市立原瀬小学校」に、「二本松市立川崎小学校」に、「

根小学校 舟生小学校	伊達郡梁川町
田小学校	伊達郡霊山町
手小学校	伊達郡月舘町
坂小学校 木屋小学校 田小学校 木屋中学校	伊達郡川俣町
久保小学校	伊達郡飯野町

を

田村市立広瀬小学校	伊達市立白根小学校 伊達市立山舟生小学校 伊達市立石田小学校 伊達市立小出小学校
本宮市立岩根小学校 本宮市立本宮第二中学校	

伊達市立白	伊達市立山	伊達市立石	伊達市立小	川俣町立飯	川俣町立山	川俣町立富	川俣町立山	福島市立大	福島市立青	福島市立飯	二本松市立	二本松市立	本宮市立岩	本宮市立本	本宮市立本
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

木小学校 野小学校 野中学校		本宮方部学校給食センター
上川崎小学校 下川崎小学校	安達郡安達町	川俣町立飯坂小学校 川俣町立山木屋小学校 川俣町立富田小学校 川俣町立山木屋中学校
根小学校 宮第二中学校 校給食センター	安達郡本宮町	

田村市	
伊達市	
伊達郡川俣町	
本宮市	

「小野町立浮金小学校
小野町立小戸神小学校
小野町立夏井第二小学校」に、
を「小野町立浮金小学校」に、

小野町立浮金小中学校校給食センター		を	「小野町立浮金小中学校給食センター」
田村市広瀬小学校	田村郡滝根町		

に改め、同表備考を削る。

別記様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(へき地手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第四条第一項及び第二項の規定によるへき地手当の支給を受けていた学校職員で施行日以後に当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務するものうち、当該学校職員に係る改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第四条第一項及び第二項の規定によるへき地手当の月額(以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)に係るへき地手当の月額は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日以後のへき地手当の月額が当該学校職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額とする。

3 次の各号に掲げる職員に係る前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額を施行日の前日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第十条の規定により定められる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額に福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第十条の規定により定められる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額を施行日の前日における福島県市町村立学校

職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額に現に受けるべき地手当に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額とする。

（へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 施行日の前日においてへき地等学校（市町村立学校職員の給与の支給に関する規則第四条第一項に規定するへき地学校等又は同規則別表第三に掲げる学校若しくは共同調理場をいう。以下同じ。）として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものに施行日の前日において勤務する学校職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものは、当該職員が当該学校又は共同調理場に引き続き勤務している間、へき地等学校に勤務する学校職員とみなして、同規則第四条第四項から第八項までの規定を適用する。この場合において、同条第五項中「給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「平成二十二年三月三十一日における給料及び扶養手当の月額」とする。

5 次の各号に掲げる職員に係る前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「平成二十二年三月三十一日における給料及び」とあるのは、「平成二十二年三月三十一日における給料の月額を同日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額及び同日における」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項中「平成二十二年三月三十一日における給料及び」とあるのは、「平成二十二年三月三十一日における給料の月額に福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日における」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「平成二十二年三月三十一日における給料及び」とあるのは、「平成二十二年三月三十一日における給料の月額を同日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定

によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額に現に受けるべき地手当に準ずる手当に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日における」とする。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 星

光 政

福島県人事委員会規則第四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、ほ場整備事務所」を削る。

第二十四条第二項第一号中「若しくは皇太子妃」を「、皇太子妃その他人事委員会が定める皇族」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（採用給与課）

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 星

光 政

福島県人事委員会規則第五号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

第十一条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）」を「勤務時間条例」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第八条の三第一項の規定により七時間四十五分の超勤代休時

間が指定された日（特に勤務を命ぜられた日を除く。）

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（総務審査課）

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 星

光 政

福島県人事委員会規則第六号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十六時間」を「十五時間三十分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（総務審査課）

福島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

福島県人事委員会

委員長 星

光 政

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の項第六号、事務局次長の専決事項の項第五号及び課長の専決事項の項第八号中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 課員の超勤代休時間の指定

別表第一備考中「第十二号から第十五号」を「第十三号から第十六号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（総務審査課）